



相続税のことなら、  
当事務所におまかせください。



修士課程修了。京セラの研究開発部門で電子部品の開発を行い、光プリンタヘッドで特許を取得。製鉄会社研究所を経て鹿児島に帰り、税理士事務所にて12年勤務、税理士資格を取得して独立開業。

## 税務の新たな課題解決に知見動員 時代とともに変化する税制に対応

### 無料のセミナーで啓発 創業資金の融資も支援

「宮崎一博税理士事務所」の所長宮崎一博さんは、九州大学大学院でマイクロ波分光学を研究し、大手メーカーの研究開発部門で電子部品の開発に携わった後、税務会計の世界に進んだ異色の税理士。中小企業や小規模事業所、個人事業主の税務、財務の定型的な支援に止まらず、時代と共に変化する税制によって新たな対応を迫られる様々な課題の支援でも、その精緻な思考回路が生かされる。

宮崎さんが今力を入れているのが、2015年の相続税の基礎控除引き下げ、2018年の特例事業承継税制の創設、2019年7月から施行された民法相続法の約40年ぶりの大幅改正、同年10月からの消費税増税に伴い2023年から導入されるインボイス制度などに関する相談への対応だ。「税制改正によって相続税の基礎控除額が40%下がりました。課税対象となる被相続人が大幅に増え、サラリーマンや年金所得者にも関係するようになり、相談も増えていきます。無料セミナーの実施や地元マスコミ主催のシニアフェアへの相談ブース出展なども行っています。2018年度の税制改正では、特例事業承継税制の特例措置が創設され、事業承継税制の適用要件が10年間の措置として抜本的に緩和されました。これを踏まえて法人向けに事業承継税制の相談にのっているほか、県の事業承継センターの要請で地方の経営者の

相談にも出向いています。民法の相続法改正は、社会の高齢化に伴い相続開始時の配偶者の年齢が相対的に高齢化し、保護の必要性が高まっていることに配慮した点に大きな特長があり、これまでの通念を離れた対応が求められますので、相続税の申告からめて無料セミナーも実施しています」

相続税に関しては、相続税制が複雑化するに伴って税務調査時に税務署と税法解釈にあたって意見がわかれることがあるとも宮崎さんは指摘し、2014年に行政不服審判法が全面的に改正され、一般市民の行政に対する意見が通りやすくなっていることも考慮して、国税不服審判所への審査請求にも取り組んでいる。消費増税に伴うインボイス制度は軽減税率を公平公正に適用するために支出項目を正しく選別するための制度。これまで自分で確定申告していた個人事業者から多数の問い合わせが来ていることから支援を強化しているという。

宮崎さんはこのほか、創業資金融資のサポートにも力を入れ、事業者や法人が日本政策金融公庫へ提出する融資申込書や事業計画書作成も支援している。創業から2、3年経過していても融資申込書は可能といい、制度に不案内な個人や小規模事業者も支援する。

(ライター/斎藤絃)

宮崎一博税理士事務所  
みやざきかずひろげいりしむしよ  
2 099-221-1580 m miyazaki6868@gmail.com  
0 鹿児島県鹿児島市西陵3-20-14  
http://miyazaki-k.net/